

教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関  
 人事委員会事務局  
 監査委員事務局  
 警察本部長並びに警察本部及び警察署  
 労働委員会事務局

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和41年岩手県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 教育委員会の事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第1条の3に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）に関すること。</p> <p>(2) <u>地教行法第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>教育委員会の所掌事務に関連する事項を事業の目的とする一般社団法人及び一般財団法人に係る公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「一般社団・財団法人法等整備法」という。）に規定する認定、認可、監督その他の事務に関すること（一般社団・財団法人法等整備法第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第84条の2に規定する主務官庁の権限に関することを除く。）。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 第1項並びに第2項第2号及び第8号に掲げる事務について</p>	<p>(教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 教育委員会の事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 第1項及び第2項第6号に掲げる事務について、教育委員</p>

て、教育委員会事務局教育企画室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 総合教育会議の議事録の作成に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) 公益認定等審議会に対する諮問に関すること。

(5) 公益認定等に係る申請に対する処分及び不利益処分に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) 第19号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(25) [略]

(26) [略]

6 [略]

7 第1項第1号及び第2号並びに第2項第8号に掲げる事務について、教育委員会事務局の総括課長（総括課長が直接事務を担当する場合に限る。）、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

会事務局教育企画室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) 第16号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(22) [略]

(23) [略]

6 [略]

7 第1項第1号及び第2号並びに第2項第6号に掲げる事務について、教育委員会事務局の総括課長（総括課長が直接事務を担当する場合に限る。）、監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

8 第2項第1号及び第2号に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室教育企画推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 大綱の公表に関すること。

8 第1項第1号及び第2号並びに第2項第8号に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室予算財務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 第5項第19号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(3)～(10) [略]

(11) 第2号及び第5項第20号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(12)～(17) [略]

9 第2項第1号から第4号までに掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室企画課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 大綱の公表に関すること。

(2) 総合教育会議の議事録の公表に関すること。

(3) 教育委員会専用の知事公印に関すること。

(4) 第5項第4号及び第5号に規定する以外の一般社団法人及び一般財団法人に関すること。

10 第1項第1号及び第2号並びに第2項第8号に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室学校施設課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(13) [略]

11 第1項第2号及び第2項第8号に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室営繕担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

12 第1項第2号並びに第2項第6号及び第7号に掲げる事務について、教育委員会事務局教職員課厚生福利担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

13 第2項第5号に掲げる事務について、教育委員会事務局学校調整課生徒指導課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

14・15 [略]

16 第2項第8号に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化財課文化財課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 教育委員会専用の知事公印に関すること。

9 第1項第1号及び第2号並びに第2項第6号に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室予算財務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 第5項第16号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(3)～(10) [略]

(11) 第2号及び第5項第17号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(12)～(17) [略]

10 第1項第1号及び第2号並びに第2項第6号に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室学校施設課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(13) [略]

11 第1項第2号及び第2項第6号に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室営繕担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

12 第1項第2号並びに第2項第4号及び第5号に掲げる事務について、教育委員会事務局教職員課厚生福利担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

13 第2項第3号に掲げる事務について、教育委員会事務局学校調整課生徒指導課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

14・15 [略]

16 第2項第6号に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化財課文化財課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

17～19 [略]

(警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務)

第7条 [略]

2 警察本部長及び警察本部の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 国家公安委員会の所掌事務に関連する事項を事業の目的とする一般社団法人及び一般財団法人に関すること(公益法人認定法及び一般社団・財団法人法等整備法に規定する認定、認可、監督その他の事務に関することを含む。次項において同じ。)

(4) [略]

3 前2項に掲げる事務について、警察本部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(23) [略]

(24) 国家公安委員会の所掌事務に関連する事項を事業の目的とする一般社団法人及び一般財団法人に関すること。

4～11 [略]

17～19 [略]

(警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務)

第7条 [略]

2 警察本部長及び警察本部の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

3 前2項に掲げる事務について、警察本部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(23) [略]

4～11 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。